

Section-2 商品の取引に関すること

商品を取引（→ 例えば みかん を販売する）する場合に関して、以下の規定がある

■正確に計量する義務 [法 第10条]

取引・証明のために計量する者は、正確に計るように努めること → 強制ではない 販売者に「正確に計れ」と促している

■商品の販売 [法 第11条]

長さ、質量、体積を示すのに適する商品は、法定計量単位で示すように努めること → 「努力目標」だから強制ではない

■特定物象量とは、特定商品（以下を参照）ごとに政令で定められた物象の状態の量のこと [法 第12条]

→ 質量、面積および体積の3つがある 例えば「お米」の特定物象量は「質量」、単位は「kg」

特定物象量の表記方法 ①文字を見やすい場所、大きさ、色で表記すること → 例えば「お米」の袋 見やすく表記されている
②単位を記号で表すとき、省令に規定するものを用いること
③数値が1万以上とならないこと

■特定商品とは、政令で定める商品のこと [法 第12条1項]

→ 食料品、洗剤、皮革等 大分類して29種ある → 「特定商品の販売に係る計量に関する政令」に規定されている

特定商品ごとに、①特定物象量 ②量目公差 ③販売の上限（→ これ以上の量を1容器内に詰めてはいけない）
が決められている

特定商品の特定物象量を表記するときは、量目公差を超えないようにして、氏名または名称、住所を付記すること
→ 「表記するときは」に注意 必ず表記せよとは規定していない

■特定物象量の表記義務のある特定商品を販売するとき [法 第12条2項] → 該当する特定商品は現在のところ「灯油」だけ

容器に入れて販売するときは、特定物象量の表記方法に従うこと
容器を密封するときは特定物象量の表記方法に従い、量目公差を超えないようにして氏名または名称、住所を付記すること

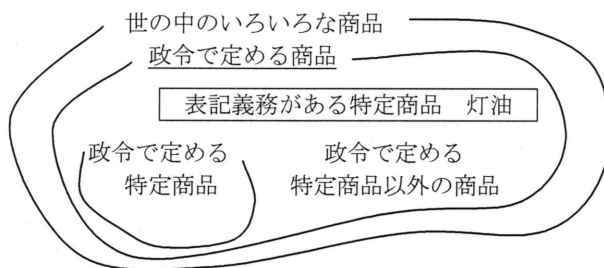
→ 「密封するときは」に注意 必ず密封せよとは規定していない

■容器を密封したとき、特定物象量を表記すべき「政令で定める特定商品」を販売するとき [法 第13条1項]

「政令で定める特定商品」を販売するときは、必ず特定物象量を表記して量目公差を超えないようにして氏名または名称、住所を付記すること → 食料品、洗剤等 大分類して28種ある

■容器を密封し特定物象量を表記して、「政令で定める特定商品以外の商品」を販売するとき [法 第13条2項]

これを密封して特定物象量を表記するならば、必ず量目公差を超えないようにして氏名または名称、住所を付記すること
→ 「政令で定める特定商品」「政令で定める特定商品以外の商品」という記述の意味がわかっていますか？ 下図参照



規定のとおり商品を分類すると、左図のようになる

単に「特定商品」といえば図中のアンダーラインが該当する

「特定商品の販売に係る計量に関する政令」に規定されている商品が、それぞれどの枠内に分類されるのか暇なら確認しよう

左図について正確に理解していないと、訳がわからなくなる

■輸入された特定商品を販売するとき [法 第14条]

密封されたまま販売するときは、特定物象量の表記方法に従い、量目公差を超えないようにして輸入事業者の氏名または名称、住所を付記すること → 例えばヤードポンド単位が表記されていても、法定計量単位を併記すれば販売してよいということ

■量目公差とは、特定物象量を表記したときの一定の誤差のこと [法 第12条]

量目公差区分として、A表～D表の4区分がある 商品の内容量の不足分に対して、一定の許容範囲を超えるなど規制している
→ 例えば容器に「1リットル」と表記して販売するとき、実際には2リットル入っていても規制の対象にならない
「特定商品の販売に係る計量に関する政令」を読めば詳細がわかるが、時間がないなら読まなくてもよい

■商品を販売する者等に対する勧告等 [法 第15条]

商品を販売する者が上記の規定を遵守しないとき、知事または特定市区は以下の順に勧告等を行うことができる

- ①遵守しないと認められるとき、「法を遵守しなさい」と勧告ができる
- ②勧告に従わないとき、その旨を告示等により事業者名等を公表することができる
- ③正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき、勧告遵守命令を行うことができる → 「改善命令」と違うぞ！
- ④それでも勧告遵守命令に従わないなら、懲罰の対象となる
→ 上記のプロセスを経てから懲罰の対象となる 直ちに「命令」をされたり「懲罰の対象」となることはない

食品衛生法には違反して3
けと...

Section-6 届出事業者等に関すること

■届出製造事業者 [法 第40～45条]

特定計量器の製造を行う者は、事業の区分ごとに大臣へ届出て、届出製造事業者とならなければならない
なお電気計器以外は知事を経由して届出ること

→ 取引・証明をせず、自己で特定計量器を使用する者は届出なくてよい

・届出内容等

- ①氏名又は名称、住所、法人代表者
- ②事業の区分 → 政令ではなくさらに細かい「省令」で区分されているが、区分の内容について出題されたことはない
- ③特定計量器を製造する事業場の名称、所在地
- ④特定計量器の検査のための器具、機械、装置で省令で定めるものの名称、性能、数
- ⑤届出内容に変更があったとき又は事業を廃止したときは、遅滞なく大臣へ届出ること → つまり事後届出でよい

・承継

事業の譲渡、相続、合併、分割で法人は地位を承継できる → 承継の事実を証する書面を提出すること

・検査義務

製造した特定計量器を、省令で定めた基準に従って検査すること

基準に従っていない場合、大臣は改善命令を行うことができる

→ 指定製造事業者 (Section-7 参照) の「基準適合義務」と、ここの「検査義務」は全く別のもの。これ重要！

■届出修理事業者 [法 第46～50条]

特定計量器の修理を行う者は、事業の区分ごとに電気計器は大臣へ、その他は知事に届出て、届出修理事業者とならなければならない → 上記の届出製造事業者自身が行う当該特定計量器の修理の場合は届出なくてもよい

・届出内容、承継等

→ 届出製造事業者と同じ ただし製造を修理に、大臣を知事（電気計器は大臣のまま）に各々読み換えること

・検査義務等

①修理した特定計量器を、省令で定めた基準に従って検査すること

→ 基準に従っていない場合、大臣又は知事は改善命令を行うことができる

②検定証印等、合番号、装置検査証印が付されている特定計量器の改造・修理を行った場合、これらを除去すること

→ ただし、改造は省令で定める改造に限る

③承認事業者の表示が付されている特定計量器の改造・修理を行った場合、これを除去すること

④ただし上記の②③は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が事業所内で使用する場合において、省令で定める修理をしたときは、性能が技術上の基準に適合し、器差が使用公差を超えなければ除去しなくてよい

⑤変成器の改造・修理を行なった場合は、合番号を除去すること → 省令で定める軽微な修理を除く

⑥有効期間付の検定証印が付されており、一定期間の経過後修理が必要となるものについて、省令で定める修理をしたときは、修理をした年を付す

■販売事業者 [法 第51～52条] → 上記にならえば、「届出販売事業者」となるはずだが、法条文にその記述はない その理由は、このページの最下段で明らかになる

以下に定める特定計量器の販売を行う者は、事業の区分ごとに知事に届出なければならない

届出が必要な特定計量器は、①非自動はかり ②分銅 ③おもり の3つだけ → 政令第13条を見よ

→ 届出製造事業者、届出修理事業者自身が行う当該特定計量器の販売と、輸出のための販売は届出なくてよい

・届出内容、承継等

→ 届出製造事業者と同じ ただし、製造を販売に、大臣を知事に各々読み換えること

・遵守事項

販売事業者が遵守すべき事項は大臣が定める → 販売事業者に対して、ここにだけ大臣がでてくる

以下の勧告等は、知事が行う

①遵守せずに適正な計量の実施の確保に支障があると認めるときは、勧告できる

②勧告に従わないときは、その旨を公表できる

③正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき、勧告遵守命令を行うことができる

→ この①～③は、Section-2 で説明したものと同一 すなわち、販売事業者は「勧告遵守命令」であり、届出製造事業者らは「改善命令」なのである 法律の常識として、「勧告遵守命令」より「改善命令」のほうがより厳しい表現なのである 販売事業者たちは「計量法なんか初めて聞いた法律やで・・・違反やなんていわれても、そんなもん知らんがなっ」ってどこか だから「届出販売事業者」とは明記せず、単に「販売事業者」として区別しているのか なるほどねぇ・・・って意味わかりました？